

# ベラルーシ共和国

## 意匠規則

意匠特許の付与を求める出願の作成，出願の審査及び審査結果に基づく決定の手續に関する  
規則

2022年6月29日 No. 5/50402 により改正

### 目次

#### 第I章 意匠特許の付与を求める出願

##### 第1節 総則

##### 第2節 意匠出願及びそれに添付される書類

##### 第3節 分割出願

#### 第II章 出願書類

##### 第4節 願書

##### 第5節 製品画像

##### 第7節 意匠の名称

##### 第10節 紙面で提出する場合における意匠出願書類の記入

##### 第10-1節 AIS「電子出願」を使用する意匠出願の詳細

#### 第III章 特許庁における意匠出願の審査に関する一般的問題

##### 第11節 特許庁への提出後に送付される意匠出願資料に係る要件

##### 第12節 意匠出願資料に対する修正及び補正

##### 第13節 意匠の創作者の表示に対す

##### 第14節 出願人の出願に対する変更

#### 第IV章 意匠出願の審査

##### 第15節 意匠出願の審査の実施条件及び内容。意匠出願の出願日

##### 第15-1節 意匠の優先権の設定

##### 第16節 特許手数料の納付の正確性の審査

##### 第17節 意匠と認めることができる対象への該当の審査

##### 第18節 意匠出願に含まれる書類の存在及びそれに関する所定の要件への適合の審査。所要の 手順で記入された関連書類の請求

##### 第19節 ICIDに関する意匠分類の審査

##### 第20節 出願人が自己の発意により又は特許庁の通知に従って提出した資料の審査

##### 第21節 意匠出願の審査を実施する際の出願人の参加

##### 第22節 意匠特許の付与に関する決定

## 第I章 意匠特許の付与を求める出願

### 第1節 総則

(1) 本規則は、意匠特許の付与を求める出願(以下「意匠出願」という)の書類に係る要件、意匠出願の審査の実施及び審査の結果に基づく決定に係る手続を規定する。

(2) 本規則では、法及び2009年12月28日のベラルーシ共和国法No. 113-Z「電子書類及び電子デジタル署名に関して」に規定する意味の用語及び以下の用語を使用する。

AIS「電子出願」－自動情報システム「産業財産権の電子出願のためのインターネットシステム」

WIPO－世界知的所有権機関

SCST－国家科学技術委員会

出願－意匠のベラルーシ共和国特許の付与を求める出願

ICID－1968年10月8日のロカルノ協定によって規定された意匠の国際分類

パリ条約－1883年3月20日の工業所有権の保護に関するパリ条約

特許弁護士－認証を受け、ベラルーシ共和国の国家特許弁護士登録簿に登録された個人

代理人－特許弁護士又は総代表者

意匠登録簿－ベラルーシ共和国の国家意匠登録簿

## 第2節 意匠出願及びそれに添付される書類

(3) 意匠出願は、ICIDの1類に属する単一の意匠又は1群の意匠に関するものでなければならない。

単一の意匠とは、単一の製品及び操作の過程で独立しており、普遍的目的を有する製品の組物(セット)(例えば、家具セット、ディナーセット)の芸術的及びデザイン上の解決手段を意味する。

単一の製品とは、製品全体及びその一部である製品(例えば、バンパー、ヘッドライト)をいう。

(4) 1群の意匠とは、同一の製品(組物)の芸術的及びデザイン上の解決手段であって、意匠の外観の審美的特徴を決定付ける特徴の組合せ、特にその形状及び形態、装飾並びに色彩の組合せが異なるもの(意匠の変形例)又は同一のICIDの1類に属し、その1が製品全体の外観を決定付け、他のものが製品の操作中に視認可能な独立した部分の外観を決定付けるものをいう。

(5) 意匠出願は、次のものを含まなければならない。

5.1. 願書

5.2. 製品の外観、その審美的特徴、特に、形状及び形態、装飾並びに色彩の組合せの完全で詳細な図を示す1組の画像

(6) 意匠出願は、出願人が独立して又は特許弁護士を通じて、紙面で又はAIS「電子出願」を通じて行われる。

意匠出願の提出又は意匠出願に関する他の通信の送付のためにAIS「電子出願」を使用することができない場合は、特許庁は、世界的コンピュータネットワークであるインターネット上のその公式ウェブサイトはその旨の通知を公開しなければならない。

(7) 願書は、ベラルーシ語又はロシア語により提出する。

意匠出願に添付される書類は、ベラルーシ語、ロシア語又は外国語により提出しなければならない。

外国語により作成された意匠出願書類には、ベラルーシ語又はロシア語への翻訳文を添付しなければならない。翻訳文の正確性は、出願人又はその特許弁護士の署名によって証明される。翻訳文は、意匠出願を行う際又は特許庁へのこの出願の受領日から2月以内に提出しなければならない。翻訳文を提出するまでは、外国語により提出された書類は、受領されなかったとみなされる。

(8) 紙面による提出の場合は、次の意匠出願書類を提出する。

願書－2部

1組の画像－5部

(9) 外国語による記入を含む1組の画像は、1部を提出しなければならない。

(10) 意匠出願書類は、公序良俗に反する表現、図面、画像、写真及び他の資料、他人の意匠及び他の創作的活動の成果物に関する軽蔑的記載並びに意匠に関係しない情報を含んではならない。

(11) 意匠出願には、所定の金額の特許手数料の納付若しくは特許手数料の納付免除を確認する書類又は特許手数料の部分的納付を確認する書類をその減額の理由の存在を確認する書類と同時に添付しなければならない。

これらの書類は、意匠出願と同時に又は法第15条(4)に規定する日に提出しなければならない。

(12) 出願人は、意匠出願に関する実務を実施し、意匠出願の審査中に生じる問題を検討する際に自己の利益を代表する代理人を選任することができる。

(13) 特許庁における代理人の権限は、委任状によって証明される。

特許庁において出願人の利益を代表するための委任状は、出願人及びその代理人(委任状の移転による)の両方が発行することができる。

(14) 出願人の代理人は、委任状に明示的に表示された者であるとみなされる。委任状が複数の個人の名義で発行された場合は、それらの者の各人が、出願人の代理人と認められる。

(15) 特許庁における代理のための委任状は、委任状の移転の場合を除き、公証人の証明書を必要としない。

(16) ロシア語及び英語による委任状の様式は、SCSTによって承認される。

(17) 委任状が外国語により発行された場合は、別紙に作成されたベラルーシ語又はロシア語への翻訳文を添付しなければならない。その正確性は、当該委任状が発行された名義人である特許弁護士によって証明される。

(18) 委任状の原本又はその写しを特許庁に提出しなければならない。

委任状の原本は、出願人本人が署名した手書きの署名入りの紙面で提出することができ又は出願人が秘密鍵を所有する電子署名入りの電子書類の形態で提出することができる。

委任状の写しは、出願人又は出願人の代理人本人が署名した手書きの署名入りの紙面で提出することができ又は出願人又は出願人の代理人が秘密鍵を所有する電子署名入りの紙書類の電子的な写しの形態で提出することができる。

委任状の写しが提出された場合は、特許庁は、必要な場合は、その旨の請求を送付することによって、委任状の原本を請求することができる。

(19) 委任状には、それを発行した者が署名し、その名称及びイニシャル並びにその役職(委任状が法人の代理として発行された場合)を表示する。出願人の中から共通の代表者を選任

する際は、委任状には、他の出願人が署名しなければならない。

委任状には、代理人に付与される権限の程度、その作成日及び作成地を明記する。

(20) 委任状は、既存及び将来の両方の1又は複数の意匠出願に言及することができる。

(21) 特許庁が受領した意匠出願には、番号が割り当てられ、特許庁の受領日の印が押される。

(22) 登録された意匠出願の資料は、返却することができない。

### 第3節 分割出願

(23) 出願人は、次の場合は、分割出願を行う権利を有する。

- ・原出願が意匠の単一性に違反して行われた場合。
- ・意匠の分割が宣言されたが、出願人が複数意匠の各々について又は一部の意匠について特許を取得する決定をした場合。
- ・製品全体及びその一部の外観の解決手段を構成する1群の意匠が宣言されたが、出願人が製品全体及びその一部について特許を取得する決定をした場合。

(24) 分割出願は、原意匠出願と同一の出願人が行なわなければならない。他の出願人によって行われる分割出願の場合は、意匠特許を受ける権利の移転に関する書類を提出する。

(25) 分割出願は、当初の意匠出願の特許登録日前、当初の意匠出願に関して特許の付与の拒絶に関する決定があった場合は、審判請求期間の満了前に行う。

(26) 特許庁が分割出願を受領した日時点で、原出願は、取り下げられているべきではなく、特許の付与を拒絶する決定を受けているべきではない。

(27) 分割出願は、本規則のすべての要件を満たさなければならない。

(28) 特許庁における分割出願の審査は、本規則に規定する方法により実施される。

(29) 分割出願は、他の意匠出願を分割するための起源とすることができ、意匠は、原意匠出願及び最初の分割出願の両方に開示されているべきである。

## 第II章 出願書類

### 第4節 願書

(30) 願書は、次の事項を含まなければならない。

30.1. 出願人の名義で意匠のベラルーシ共和国特許の付与を求める請求

30.2. 出願人に関する次の情報

・主格の個人の姓、名及び父称(ある場合)(姓は、名の前に表示しなければならない)並びに(又は)法人の設立書類に従う完全名称。

・居住(滞在)地又は所在地の住所並びに電話(ファクス)番号及び電子メールアドレス(ある場合)。居住(滞在)国又は所在国を明記する際は、WIPO標準ST.3に従う国コードを使用する。出願人が意匠の創作者である場合は、意匠の創作者の居住(滞在)地を表示するために規定された手順でその居住(滞在)地の詳細を明記する。

出願人がベラルーシ共和国の法人である場合は、次の事項を使用しなければならない。

- ・ベラルーシ共和国の国内企業組織分類(OKPO)に従うそのコード、
- ・納税者登録番号(UNP)
- ・出願人が従属する法人又は法人である出願人を含む組織(システム)の名称(ある場合)。

30.3. クレームされた意匠(1群の意匠)の名称。意匠出願を紙面で行う場合は、前記名称は、意匠の画像に示された名称と一致しなければならない。

30.3-1. ICIDの索引見出しの現行版

30.5. 分割出願が提出される場合は、原意匠出願の出願日及び番号

30.6. 特許庁への意匠出願の出願日前の優先権を主張する際は、優先権の確定の請求であって、当該優先権を主張する日付及び理由(パリ条約の同盟国における最初の意匠出願の提出又は意匠出願の追加資料の提出又は特許庁への先の意匠出願の提出)を表示したもの。

30.7. 最初の又は先の意匠出願の番号及び主張される優先日。複数の出願を基礎として優先権が主張される場合は、すべての出願の番号及び適切な場合は、主張される複数の優先日を表示する。条約優先権を請求する際は、WIPO標準ST.3に従う出願国コードを表示する。

意匠出願を提出する際又は法第16条(3)第3段に規定する日に、最初の意匠出願の番号、主張される優先日及び最初の意匠出願が提出された国を表示しなければならない。

条約優先権を主張する意匠出願が法第16条(3)第1段に定める期限後、ただし、その終了日から2月の満了前に特許庁によって受領された場合は、出願人は、当該意匠出願を行う期限の延長申請及び所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を提出する。当該申請には、条約優先権を主張する意匠出願を所定の期間内に行うことができなかつた出願人の不責事由を明記する。

30.8. 名宛人(出願人、特許弁護士、出願人の中の総代表者)の姓、名、父称(ある場合)又は名称並びに電話、ファクス番号及び電子メールアドレス(利用可能な場合)を含む、郵便物の名宛に関する規則に従う通信宛先。

30.9. 意匠出願が代理人を通じて行われる場合は、代理人に関する次の情報。

- ・代理人の姓、名及び父称(ある場合)又は名称。
- ・代理人が特許弁護士又は総代表者である旨の表示。
- ・代理人が特許弁護士である場合は、特許弁護士の登録番号、電話及びファクス番号、電子

メールアドレス(ある場合)。

30.10. 意匠出願に添付される書類の一覧であって、1部の枚数及び部数を表示したもの。意匠出願を紙面で行う場合は、部数も表示する。種類が出願様式に用意されていない添付書類については、その目的を具体的に表示する。

30.11. 法第6条(2)による特許を取得する権利が発生する理由の表示。

30.12. 意匠の創作者に関する次の情報。

・ 姓、名及び父称(ある場合)。ここで、姓は、名の前に表示する。特定される場合は、WIPO標準ST.3に従う国コードを含む、居住地(滞在地)住所。

(31) 30.5から30.7までに規定する情報は、特許庁における意匠出願の受領日前の優先権が主張される場合に限り提供する。

(32) 紙面出願は、SCSTが規定する様式により提出し、出願には、出願人又はその特許弁護士が次のとおり署名する。

・ 名、姓及び署名日。

出願人が法人である場合は、出願には、この法人の長又は権限を付与された者が署名し、署名者の役職を表示する。署名には署名者の名、姓、父称及び役職を表示する。

特許庁に提出された出願にその署名日が表示されていない場合は、署名日は、特許庁への出願の提出日とみなされる。

(33) 1の意匠出願に複数の出願人の名称が記載された場合は、それらの者は、特許庁における実務を実施する代理人(特許弁護士又は総代表者)を選任することができる。

総代表者を選任することなく複数の出願人によって意匠出願が行われる場合は、意匠出願に関するすべての手続は、紙書類を使用して実施しなければならない。出願人の署名を必要とする各書類には、すべての出願人が署名しなければならない。

意匠出願が紙面で行われる場合は、すべての出願人が署名した出願様式に総代表者を表示することができる。

(34) 意匠出願を紙面で行う場合は、情報の量が多いことに起因して、出願様式に用意された適切な場所に完全に収めることができない情報は、「追加用紙の続きを参照」という対応する表示によって示されるように、同一の順序で追加用紙に表示する。追加用紙には、出願人が署名しなければならない。

(35) 意匠出願を紙面で行う場合は、「願書」という語の上にある願書の欄は、特許庁への意匠出願の受領後に詳細を記入することを意図したものであり、出願人は記入しない。

## 第5節 製品画像

(36) 製品の外観を描写する画像は、製品の特徴を特定することができる、その外観の完全な詳細を示すべきである。

(37) 製品の画像は、写真、図面及び複写設備を使用して取得されたその写し並びにコンピュータグラフィックスを使用して作成された画像である。

(38) 1組の画像は、4面のうち3正面から見た製品の全体的形態及び出願人により、クレームされた意匠の要旨を明らかにするために必要とされる他の種類の製品の画像を含むことができる。

1組の画像は、1製品(製品の部分)の7を超える種類を含むことができる。出願人が1製品の7を超える種類を提出する場合は、7を超える各種類の製品について所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を提出しなければならない。

(39) 平面の意匠については、平面図を表現する。

(40) 画像中の繊維製品の平面意匠は、繰り返しモチーフで表示する。画像中の衣類製品は、マネキン上に表現することができる。

(41) 製品の組物(セット)は、全体的形態の画像により完全に、すなわち、完全な組物(セット)に含まれるすべての製品によって表現する。加えて、組物(セット)に含まれる各製品は、別個の画像の組に追加的に提示することができる。

製品の組物(セット)の全体を全体的形態の1画像に表現することができない特別な場合は、組物(セット)の断片を別個の画像に提示することが認められる。

(42) 意匠の各バージョンは、別個の画像の組(キット)によって表現すべきである。

(43) 閉鎖、折り畳み、変形することができる製品は、組み立てた形態(例えば、キッチン家電、電気掃除機)及び必要な場合は、開放した形態(例えば、冷蔵庫、電話ボックス)のこれらの製品の画像によって表現することができる。ただし、製品の何れの部分も追加又は削除されないことを条件とする。

(44) カラーグラフィックの(芸術的及び色彩的)解決手段が意匠の特徴の1である場合は、1組の画像は、カラーで提示する。

(45) 作成方法に拘らず、すべての画像は、明確かつ判読可能であるべきである。画像において、製品のすべての要素は、光面及び陰面の両方で明確に視認可能であるべきである。

(46) 修整又は訂正の跡を含む画像及び消えるインクで作成された画像を提出することは認められない。

(47) 製品は、画像自体に異物、説明的記入、寸法、軸、線、矢印、長尺製品の破断表示を含めずに、中間色の背景に描写すべきである。

画像に出願人が法的保護を求めない製品の外観の部分(要素)を表示するために点線を使用することが認められる。同時に、宣言された意匠に関する製品の外観の部分(要素)は、実線で描写する。

異なる解釈が可能である(例えば、点線を宣言された意匠の不可欠な部分として認識することができる)場合は、出願人は、保護が求められていない部分(要素)を決定する方法を説明しなければならない。

## 第7節 意匠の名称

(55) 意匠の名称は，その目的を特徴付け，その要旨に対応する。名称は，短く，簡潔(好ましくは10語以下)であるべきであり，架空の名称，通称(俗称)，略称，商標及びサービスマーク，広告，会社及び他の特別な名称，商品の原産地名称並びに「など」のような語及びこれらに類似した語であって，意匠を特定するという目的を果たさないものを含むべきではない。

(56) 名称は，単数形で記載する。例外は，単数形で使用されない名称(例えば，プレイヤー，ニッパー，はさみ)である。

意匠の名称は，ICIDの用語で作成することが推奨される。

(57) 特別な名称は，次の構造を有することができる。一般的概念(例えば，機械)，次に，具体的概念(例えば，旋盤機械)，次に，必要な場合は，特別な目的又は特別な名称(例えば，光学機器の製造用)の表示。

(58) 製品の組物(セット)に関する意匠の名称は，「組物」(「セット」)という語から始めるべきである。

単一の製品に関する1群の意匠の名称は，「オプション」という語及びオプションの数を括弧内に表示することによって補足された製品の名称(例えば，椅子(3つのオプション))を含むべきである。

(59) 単一の製品及びその独立した部分に関する1群の意匠の名称は，「製品全体」という語を括弧内に表示した製品全体の名称及び「製品の一部」という語を括弧内に表示したその独立した部分の名称を含むべきである。

(60) 製品及びその独立した部分に関する1群の意匠が宣言され，製品及び(又は)その独立した部分がオプションとして提示された場合は，名称は，「オプション」という語及びオプションの数を括弧内に表示し，「製品全体」という語を括弧内に表示することによって補足された製品全体の名称並びに「オプション」という語及びオプションの数を括弧内に表示し，「製品の一部」という語を括弧内に表示することによって補足されたその独立した部分の名称を含むべきである。

## 第10節 紙面で提出する場合における意匠出願書類の記入

(75) すべての意匠出願書類は、標準的な複写又は走査手段を使用して書類を直接的に複製する際に、無制限の数の判読可能な写しを得ることができるように、厚手の白色の滑らかな非光沢紙に作成する。

(76) 各意匠出願書類(願書, 1組の画像)は、新たな用紙から始める。

(77) 各用紙は、1枚の用紙に両面から作成される出願を除き、片面のみを使用し、用紙の短辺と平行に行を配置する。

(78) 用紙は、しわ、破れ及び折れ曲がりを有するべきではない。

(79) 各用紙は、抹消、訂正、記入及び挿入を有するべきではない。内容の明確性が疑義を生じさせず、高品質複製の要件に違反しない場合は、この規則の例外を認めることができる。

(80) 画像には、次の事項をそれぞれ表示しなければならない。意匠(又は1群の意匠)の名称、画像番号及び説明(例えば、全体図、側面図、正面図、背面図、上面図)。画像には、次の順序で連続番号を付さなければならない。全体図、他の図(提出される場合)意匠が1種類の製品のみによって表現される場合は、画像番号を表示してはならない。意匠出願が意匠の変形例を含む場合は、終止符(ピリオド)で区切られた2つの数字(番号)を使用する画像の番号付け(例えば、第1の変形例については1.1、1.2及び1.3、第2の変形例については2.1、2.2及び2.3など)を表示することが推奨される。

(81) 写真は、写真用マット紙で提出する。

(82) 用紙は、A4判とすべきである。

(83) 画像を含む用紙において、使用領域のサイズは、262×170 mmを超えてはならない。用紙は、使用又は使用可能領域の周りを枠取りすべきではない。原則として、提出される写真画像は、180×240mmのサイズとし、他の画像(コンピュータグラフィックスを使用するものを含む)は、A4サイズの用紙に記載する。全体寸法の何れも300mmを超えない製品又は模型については、130×180mm又は90×120mmのサイズの画像を提出することができる。

(84) 意匠を出願する際の用紙の余白は、きれいであるべきである。

(86) 願書及び画像は、印刷されるべきである。手書きの記入は認められない。画像を用紙に糊付けすることは、これによりしわが発生する場合及び(又は)画像を用紙から分離することができる方法により糊付けがなされる場合は、認められない。

(88) 意匠出願資料に係る要件は、意匠出願を行った後に特許庁に提出される書類(例えば、補正、翻訳文を含む用紙)にも適用される。

## 第10-1節 AIS「電子出願」を使用する意匠出願の詳細

(88-1) AIS「電子出願」を使用して行われる出願は、AIS「電子出願」によって電子書類の形態で生成しなければならない。

1組の画像は、第5節、第7節及び第10節に定める要件に即して生成しなければならず、電子書類又は紙書類の電子的な写しの形態とする。

(88-2) 意匠出願に含まれる書類(出願様式及び1組の画像)には、出願人又は出願人の代理人が秘密鍵を所有する電子署名を使用して署名しなければならない。

出願人が法人である場合は、意匠出願に含まれる書類には、前記法人の長又は意匠出願に署名する権限を付与された者が秘密鍵を所有する電子署名を使用して署名しなければならない。

電子デジタル署名による署名は、ベラルーシ共和国の電子デジタル署名検証のための公開鍵の国家管理システムにおいて公開鍵証明書が発行された秘密鍵を使用して実施しなければならない。

意匠出願の署名者の権限の検証は、ベラルーシ共和国法「電子書類及び電子デジタル署名に関して」に従って行われる。

意匠出願に署名する出願人又は出願人の代理人の権限の検証は、AIS「電子出願」によって、提出された認証証明書に含まれる情報を使用して又はその代理として出願が行われた法人が秘密鍵を所有する電子デジタル署名の検査によって行われる。

(88-3) 各画像は、300DPIの解像度を有する別個のTIF又はJPGファイルで提出しなければならない。ファイルサイズは、5MBを超えてはならない。

カラー画像は、RGBカラーモードで保存しなければならず、白黒画像は、グレースケールカラーモードで保存しなければならない。

意匠出願に添付される各書類は、別個のPDFファイルとして提出しなければならない。PDFの実際のページサイズは、A4ページのサイズとする。

出願書類のパスワード保護は許可されない。

(88-4) AIS「電子出願」を使用して提出された書類が所定の技術的要件を満たさない場合は、前記書類は考慮されず、出願人にその旨が通知される。

### 第III章 特許庁における意匠出願の審査に関する一般的問題

#### 第11節 特許庁への提出後に送付される意匠出願資料に係る要件

(89) 特許庁における意匠出願の審査は、ベラルーシ語又はロシア語により実施される。特許庁に出願を行った後に出願人が外国語により提出するすべての資料には、適切な翻訳文を添付しなければならない。翻訳文の正確性は、出願人又はその代理人によって証明されなければならない。翻訳文を提出する前までは、資料は、受領されなかったとみなされる。

(90) 読取を妨げる欠陥を有する出願を行った後に特許庁に提出される資料及び出願人又はその代理人でない者によって提出される資料は、審査されない。当該資料を提出する者には、その旨が通知される。

(91) 特許庁に提出される資料が本規則に定める要件に違反して作成された場合は、その提供に関連して出願人が行った行為は無効とみなされ、提出された資料は、審査のために受領されず、それについて出願人に通知される。

(92) 意匠出願に関する通信は、出願人又はその代理人が各意匠出願について別個に実施する。

(92-1) AIS「電子出願」を使用して行われた意匠出願に関する通信を実施する際は、出願人は、前記通信を電子書類又は紙書類の電子的な写しの形態で送付し又は紙書類を直接的に又は公共郵便サービスを使用して特許庁に送付することができる。

AIS「電子出願」によって自動的に生成された情報通知は、参照のためのものであり、出願に関する通信を構成しない。

(92-2) 出願人がAIS「電子出願」を使用して送付する意匠出願に関する通信は、(88-3)第1段、第2段及び第3段に定める要件に適合していなければならない。

(92-3) AIS「電子出願」を使用して意匠出願が行われ又は意匠出願に関する通信が送付された場合は、意匠出願の受領日又は意匠出願に関する通信の送付日は、AIS「電子出願」によって自動的に決定される。

(93) 意匠出願を行った後に送付される資料は、特許庁によって割り当てられた意匠出願の番号に言及すべきである。

意匠出願番号を含まない資料は、意匠出願番号を間接的に特定することができない場合は、審査されない。当該資料を提出する者には、その旨が通知される。

(94) 特許庁に提出される資料には、出願人又はその代理人が署名すべきである。

(95) 法人の代理として提出される資料には、その管理職又は法人の設立書類若しくは正規に作成された委任状によって権限を付与された他の者が署名しなければならず、署名者の役職、姓及び名の表示を含むべきである。

法人の代理として提出される資料は、署名する権限を付与された者が署名したカバーレターとともに提出される場合も、署名する権限を付与された者によって署名されたものとみなされる。

(96) 法人が送付する通信は、この法人の様式で提出すべきである。

通信を作成する際は、コーナースタンプを使用することが認められる。

(97) 意匠出願に関する書類であって、その提出期限の満了前にファクシミリ又は電子メールによってこの書類のファクシミリ画像で送付されたものは、その原本が所定の期限の満了日から1月以内に届いた場合は、適時に提出されたものとみなされる。出願人若しくはその代理人又は他の者が自己の発意により期限に関連しない書類をファクシミリ又は電子メールによってこの書類のファクシミリ画像で提示した場合は、特許庁へのこの書類の提出日は、この書類の原本が所定の通信手段によるその提出日から1月以内に提出された場合は、ファクシミリ画像でのその受領日とみなされる。

(98) (97)に規定する通信手段によって先に送付された書類の原本を提出する際は、提出された書類が前に送付されたものの原本である旨を表示する必要がある。

(99) ファクシミリ又は電子メールによって受領された書類又はその一部が判読不能又は不完全である場合は、それらは受領されなかったものとみなされ、それに関して書類の送付者に書面で通知される。

## 第12節 意匠出願資料に対する修正及び補正

(100) 出願人は、特許庁が意匠特許を付与する又はその付与を拒絶する決定を下す前に、宣言された意匠の要旨を変更しない意匠出願書類に対する補正及び明確化を行う権利を有する。

出願人によって提出された意匠出願資料における明白かつ技術的な過誤の補正は、意匠の意匠登録簿への登録前に行うことができる。

明白な過誤とは、意匠出願において明瞭に示唆された内容ではないものが書かれた結果の過誤である。

(101) 意匠出願資料の補正及び明確化は、補正された関連する意匠出願書類の差替用紙を提出することによって実施される。差替用紙は、関連する意匠出願書類に関する要件に従って作成し、補正された意匠出願書類の各部について提出する。差替用紙のカバーレターには、差し替えられる用紙と差替用紙との相違点を表示し、補正の理由を説明する。

(102) 補正が誤植、書誌データの表示の過誤及びその他に関するものであり、書類を補正することが直接的な複製の際に明確性の点で負の結果をもたらさない場合は、差替用紙を提出することなく出願人の書簡に補正の必要性を明示することができる。

(103) 意匠出願に対して出願人の発意により補正及び明確化が行われた場合は、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を補正及び更新された資料と同時に特許庁に提出しなければならない。

所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類は、それが存在しないことについての通知を出願人に送付した日から3月以内に提出することができる。

(104) 特許手数料の納付を確認する書類が期限内に提出されない場合は、意匠出願に対する補正及び明確化は考慮されず、それに関して出願人に通知される。

(105) 特許庁は、意匠出願に対する変更に関して出願人に通知する。

(106) 出願人が特許庁の通知による適正に作成された書類の提出期限の延長を請求する場合は、当該請求には、特許庁によって請求された適正に作成された書類の提出に係る請求される延長期間を表示する。

(107) 期間の延長申請には、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を添付する。

(108) 期間の延長申請は、特許庁の通知による正規に作成された書類の提出に係る法第24条(6)に規定する期間内に提出しなければならない。

期間の延長申請の提出期限を遵守しない場合及び(又は)特許手数料の納付に関する書類を提出しない場合は、期間の延長申請は認められず、それに関して出願人に通知される。

(109) 期間の延長申請が承認された場合は、この期間の延長について出願人に通知される。

### 第13節 意匠の創作者の表示に対する変更

(110) 出願に掲載されていない者の意匠の創作者の一覧への包含及び(又は)出願において意匠の創作者として言及された者の意匠の創作者の一覧からの除外は、特許庁が意匠特許の付与又は付与の拒絶に関する決定を下す前に提出された創作者の構成の変更起因する意匠の創作者の表示の修正を求める出願人の申請に基づいて実施される。

(111) 創作者の構成の変更起因する意匠の創作者の表示に対する修正申請は、ロシア語又はベラルーシ語により提出し、対応する意匠出願の番号を含み、すべての利害関係人、すなわち、出願人、創作者(創作者の表示に包含される者及び/又はそれから除外される者を含む)が署名すべきである。

意匠の創作者の構成の変更に関するすべての利害関係人が同意しない場合は、意匠の創作者の表示に対する変更は、裁判所の決定に基づいて行われる。

(111-1) 創作者の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)その居住地(滞在地)住所は、意匠の意匠登録簿への登録日前に提出された、創作者の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)その居住地(滞在地)住所の変更に関連する意匠の創作者の表示の修正申請に基づいて変更される。

(111-2) 創作者の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)その居住地(滞在地)住所の変更に関連する意匠の創作者の表示の修正申請は、ロシア語又はベラルーシ語により提出し、対応する意匠出願の番号、その変更の前後の創作者の姓、名、父称(ある場合)及び/又はその居住地(滞在地)住所を含み、出願人及び当該変更が行われる創作者が署名しなければならない。

(111-3) (111)及び(111-1)に規定する申請は、SCSTが規定する様式に従って紙面で提出しなければならない。

(112) (111)及び(111-1)に示す申請には、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を添付しなければならない。特許手数料の納付に関する書類は、それが存在しないことについての通知を出願人に送付した日から3月以内に提出することができる。

所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類が提出されない場合は、(111)及び(111-1)に示す申請は、審査のために受領されず、特許庁は変更を行わず、それに関して出願人に5日以内に通知される。

創作者の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)その居住地(滞在地)住所の変更があった場合は、(111-1)に示す申請には、創作者の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)その居住地(滞在地)住所の変更を確認する書類も添付しなければならない。

(112-1) (111)及び(111-1)に示す申請様式の写しを(88-3)第3段に定める要件に即した紙書類の電子的な写しの形態で提出するために、AIS「電子出願」の使用が許可される。

第1段に記載の場合は、紙面による申請の原本の提出は必要とされない。特許庁は、必要な場合は、その旨の請求を送付することによって、当該申請の原本を請求することができる。

(113) 特許庁は、意匠出願に対して行われた変更に関して出願人に通知する。

## 第14節 出願人の出願に対する変更

(114) 意匠特許を受ける権利を移転又は譲渡する際は、意匠の意匠登録簿への登録日前に出願人の表示に対する変更を行う。

(115) 特許を受ける権利の移転又は譲渡による出願人の表示に対する変更を行うために、出願人又は特許を受ける権利を移転若しくは譲渡される者は、その結果としての意匠特許を受ける権利の移転による出願人の表示の修正申請又は意匠特許を受ける権利を譲渡する際の出願人の表示の修正申請を、SCSTが規定する様式に従って特許庁に提出しなければならない。

(116) 契約に基づいて意匠特許を取得する権利を移転する際の出願人の表示に対する修正申請は、ロシア語又はベラルーシ語により紙面で提出しなければならない。次の事項を含まなければならない。

- ・ 出願人の表示の変更請求及びその実施の基礎情報。
- ・ 関連する意匠出願の番号の表示。
- ・ 特許を受ける権利の移転に関する契約の当事者である個人の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)法人の設立書類に従う完全名称。
- ・ 特許を受ける権利を有する者の居住地又は滞在地。
- ・ 郵便物の名宛に関する規則に従う通信宛先並びに電話番号、ファクス番号及び電子メールアドレス(ある場合)。

(117) 契約に基づいて特許を受ける権利を移転する際の出願人の表示の修正申請には、特許を受ける権利の移転に関する契約の当事者が署名しなければならない。特許を受ける権利の移転に関する契約の当事者が法人である場合は、申請には、この法人の長又は署名する権限を付与された者が署名し、署名者の役職を表示する。

(117-1) 承継の結果としての意匠特許を受ける権利の移転による出願人の表示の修正申請は、ロシア語又はベラルーシ語により紙面で提出しなければならない。次の事項を含まなければならない。

- ・ 出願人の表示の変更請求及びその実施の基礎。
- ・ 関連する意匠出願の番号。
- ・ 承継の前後の個人の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)法人の設立書類に従う完全名称譲受人の居住地(滞在地)又は所在地。
- ・ 郵便物の名宛に関する規則に従う通信宛先並びに電話番号、ファクス番号及び電子メールアドレス(ある場合)。

(117-2) (117-1)に規定する申請には、出願人の譲受人である者が署名しなければならない。

(118) (115)に規定する申請には、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を添付しなければならない。この書類は、それが存在しないことについての通知を出願人に送付した

日から3月以内に提出することができる。

所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類が所定の期間内に提出されない場合は、(115)に示す申請は、審査のために受領されず、特許庁は変更を行わず、出願人に5日以内に通知される。

(119) 出願人の姓、名、父称(ある場合)若しくは名称及び(又は)その居住地(滞在地)若しくは所在地の住所の変更があった場合は、出願人の姓、名、父称(ある場合)若しくは名称及び(又は)その居住地(滞在地)若しくは所在地の住所の変更に関連する意匠特許の付与を求める出願に関する出願人の表示の修正申請を、ロシア語又はベラルーシ語により特許庁に提出する。当該申請は、関連する意匠出願の番号、変更の前後の出願人の姓、名、父称(ある場合)若しくは完全名称及び(又は)その居住地(滞在地)若しくは所在地の住所を含み、出願人が署名すべきである。申請は、SCSTが規定する様式により紙面で提出する。(編集済の2018年6月28日の閣僚会議の決議No. 499のp. 119)

(120) (119)に規定する申請には、次のものを添付しなければならない。

- ・ 出願人の姓、名、父称(ある場合)若しくは名称及び(又は)その居住地(滞在地)若しくは所在地の住所の変更を確認する書類。
- ・ 所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類。所定の書類は、それが存在しないことに関する通知を出願人に送付した日から3月以内に提出することができる。
- ・ 所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類が所定の期間内に提出されない場合は、(119)に示す申請は、審査のために受領されず、特許庁は変更を行わず、出願人に5日以内に通知される。

(120-1) (115)及び(119)に示す申請様式の写しを(88-3)第3段に定める要件に即した紙書類の電子的な写しの形態で提出するために、AIS「電子出願」の使用が許可される。ただし、出願人に関する情報に対して行われた変更が、特許庁とやりとりする代理人の権限の終了及び/又は代理人の姓、名、父称(ある場合)若しくは組織名に対する変更をもたらさないことを条件とする。

第1段に記載の場合は、紙面による申請の原本の提出は必要とされない。特許庁は、必要な場合は、その旨の請求を送付することによって、当該申請の原本を請求することができる。

(121) 特許庁は、出願人の表示に対して行われた変更に関して出願人に通知する。

## 第IV章 意匠出願の審査

### 第15節 意匠出願の審査の実施条件及び内容。意匠出願の出願日

(123) 意匠出願の審査を実施する際は、次の事項が検査される。

- ・意匠出願に含まれる又は添付されるべき書類の存在。
- ・所定の特許手数料の納付の正確性を含む、意匠出願書類に係る所定の要件への適合。
- ・提案された出願が意匠として保護される対象に該当するか否か。

(124) 意匠出願の審査を実施する際は、その出願日が確定される。

(125) 意匠出願の出願日は、出願人が願書及び1組の画像を提出した日とする。

出願人がこれらの書類を異なる期間で提出した場合は、出願日は、提出された書類のうち最後のものの受領日とみなされる。

(126) 区分された意匠出願の出願日は、意匠出願が分割された当初の意匠出願の出願日とする。

(127) 特許庁が、意匠出願が複数の出願人によって行われ、法人でない組織が出願人の1として表示されていると決定した場合は、3月の期間内に法人でない組織の出願人の表示からの除外に関する意匠出願に対する変更を行うために署名する必要性について、特許を受ける権利を有する他の出願人に通知される。所定の期間内に出願人の表示に対する変更が行われない場合は、意匠出願に関して特許の付与を拒絶する決定が下され、それに関して出願人に5日以内に通知される。この場合、前記修正を行う期限は、法第24条(6)に従って延長することができる。

(128) 特許庁が、単独出願人として出願に表示された組織が法人でないと決定した場合は、意匠出願に関して特許の付与を拒絶する決定が下される。

## 第15-1節 意匠の優先権の設定

(128-1) 意匠の優先権は、法第16条に規定する理由により確定される。

(128-2) 出願人が条約優先権を主張している場合は、次の事項が検証される。

- ・請求された条約優先権に関する表示の存在。
- ・出願人による法第16条(3)第1段に規定する条約優先権を主張して特許庁に意匠出願を行う期限への適合。

条約優先権の請求を伴う意匠出願が期限後、ただし、その満了日から2月前に受領された場合は、出願人は、出願を所定の期間内に行うことができなかつた事情を表示して、当該出願を行う期限の延長申請を提出することができる。申請には、条約優先権の主張を伴う意匠特許出願を行う期限の延長に係る特許手数料の納付を証明する書類を添付しなければならない。

(128-3) 出願人が法第16条(4)による同一の出願人の先に行われた意匠特許出願の追加資料の受領日による意匠の優先権を主張した場合は、次の事項が検証される。

- ・主張された優先権の表示の存在。
- ・出願人による法第16条(4)に規定する追加資料の受領日による優先権を主張して意匠出願を行う期限への適合。
- ・優先権が主張される受領日時点の追加資料におけるクレームされた意匠の開示(これらの資料が提出された当初の意匠出願の内容を考慮する)。

(128-4) 出願人が法第16条(5)による同一の出願人の先の意匠出願に関する特許庁への出願日による意匠の優先権を主張した場合は、次の事項が検証される。

- ・主張された優先権の表示の存在。
- ・出願人による法第16条(5)に規定する特許庁が同一の出願人の先の意匠出願を受領した日による優先権を主張して意匠出願を行う期限への適合。
- ・先の意匠出願におけるクレームされた意匠の開示。ここで、先の意匠出願は、先の優先権の主張の対象であるべきではない。
- ・先の意匠出願に関する先の意匠出願の特許庁への出願日に基づく優先権を主張した場合は、特許の付与を拒絶する決定が下され、それに関して出願人に5日以内に通知される。

(128-5) 出願人が法第16条(6)による分割出願に関する意匠の優先権を主張した場合は、次の事項が検証される。

- ・主張された優先権の表示の存在。
- ・出願人による法第16条(6)に規定する分割出願に基づく優先権を主張して意匠出願を行う条件への適合。
- ・当初の意匠出願におけるクレームされた意匠の開示。
- ・分割出願について優先権を決定する際は、出願日は、当初の意匠出願の出願日と認められ、当初の意匠出願について先の優先権を確定する権利が存在する場合は、この優先日が認められる。

(128-6) 出願人が複数の優先権を主張する場合は、当該優先権を主張する所定の理由に応じて、(128-2)から(128-5)までに規定する関連する条件への適合を遵守しなければならない。

(128-7) 法第16条(4)から(6)までによる1又は複数の優先権は、優先権の主張の基礎とする意匠出願又は優先権の主張の基礎である追加資料が提出された意匠出願が取り下げられておらず、又は特許の付与を拒絶する決定を受けていないことを条件として確定することができる。

(128-8) 出願人が優先権の主張の基礎である先に提出された資料(先に行われた意匠出願、追加資料)におけるクレームされた意匠の開示条件に適合していることを検証する際は、先に行われた特許出願又は他の資料に含まれる画像に示された製品の外観が、請求された優先日時点で、審査される出願に表現された原画像の製品の外観と異なるか否かが審査される。

(128-9) 出願人が(128-2)から(128-8)までに規定する条件に適合している場合は、宣言された意匠に関して主張された優先権が確定される。

(128-10) 出願人が(128-2)から(128-8)までに規定する条件の少なくとも1に適合していない場合は、意匠の優先権が確定される(出願人に事前に通知して、特許庁への意匠出願の出願日によって)。

## 第16節 特許手数料の納付の正確性の審査

(129) 特許手数料の納付を検証する際は、次の事項が審査される。

- ・ 納付期間の遵守及び納付書類の提出。
- ・ 納付された特許手数料の所定の金額への適合。

(130) 意匠出願及びその審査の実施に係る特許手数料の納付を確認する書類が法第15条(4)に定める期限内に提出されない場合は、意匠出願の受領を拒絶する決定が下され、それに関して出願人に5日以内に通知される。

(131) 所定の金額に満たない金額の特許手数料を納付した場合は、出願人が通知を受領した日から2月以内に当該手数料の全額を納付し、当該追加料金を確認する書類を提出する必要性について出願人に通知される。

追加料金を確認する書類が所定の期間内に特許庁によって受領されなかった場合は、出願人に対し、意匠出願の受領の拒絶に関する決定を送付する。

(132) 特許手数料の納付の正確性を検証する際は、ベラルーシ共和国の法令に規定する特権の適用の可能性が確認される。

## 第17節 意匠と認めることができる対象への該当の審査

(133) 意匠と認めることができる対象への該当を審査する際は、提案された出願が意匠として保護されない対象に明白に該当しないか否かが確認される。

公益又は人道主義上の原則及び道徳に反する製品の解決手段は、特に、人間の尊厳又は宗教的信条を侮辱する解決手段を含み、シンボル又は象徴を表現するもの及び執行力を有する裁判所命令に基づいて過激派資料であるとみなされる情報製品並びに非人道的内容のメッセージ又は人間の尊厳若しくは宗教的感情に対する侮辱を含むものが含まれる。

(134) 意匠出願は、審査中に出願人の出願が法第4条(2)による意匠として保護されない対象に言及することが確認された場合は、特許の付与を拒絶する決定の対象とすることができる。

(135) 意匠として保護されない対象に言及した出願人の出願が1組又は1群の意匠の一部として宣言されたことが確認された場合は、出願人に対し、当該対象を意匠出願資料から削除するよう要請する。

(136) 必要な補正及び明確化が行われず、又は審査の知見に反論する証拠が提示されない場合は、特許の付与を拒絶する決定が下され、それに関して出願人に5日以内に通知される。

## 第18節 意匠出願に含まれる書類の存在及びそれに関する所定の要件への適合の審査。所要の手順で記入された関連書類の請求

(137) 意匠出願の審査の過程で、出願における(5)5.1及び5.2に規定する書類の存在並びに(30)から(88)までに定めるその作成に係る要件への適合が審査される。

(138) 意匠出願が関係する意匠の数を決定する間に、出願が1の意匠又は1群の意匠に属する場合は、意匠出願書類に係る方式要件への適合が審査される。

意匠出願が意匠の単一性の要件に違反して提出された場合は、出願人に対し、請求を送付し、請求の日から3月以内に、何れの意匠を審査すべきかを表示し、かつ、関連書類を明確化するよう提案する。

(139) 意匠出願が法及び本規則に規定する必要な情報及び(若しくは)書類を含まない場合並びに(又は)その作成に係る要件に違反する場合は、出願人に対し、発見された違反を表示した通知及び通知の日から3月以内に適正に作成された書類又は不足書類を提出することの提案を送付する。

(140) 審査中の通知の理由は、次の事項である。

140.1. 意匠出願において(5)5.1及び5.2に規定する書類の少なくとも1が存在しないこと

140.2. 所要の部数の書類が存在しないこと

140.3. 意匠書類の不正確な作成(例えば、署名が存在しないこと)

140.4. 意匠の単一性の要件に違反する場合は、出願人が意匠出願の更なる審査の問題に対処する必要性

140.5. 出願人が特許手数料の納付に関する問題を解消する必要性

140.6. 1組の画像に係る要件の違反の発見

140.7. 委任状の特許庁における代理に係る所定の要件との不一致

140.8. 意匠出願資料に含まれる情報における矛盾の特定

140.9. 審査の完了を妨げる他の不備の特定

(141) 出願人に付与された意匠出願資料の補正期限は、所定の特許手数料の納付を条件として、その満了前に提出された出願人の請求により延長することができる。

(142) 出願人が所定の期限内に請求された資料又は当該資料の提出期限の延長請求を提出しなかった場合は、意匠特許の付与を拒絶する決定が下され、それに関して出願人に5日以内に通知される。

## 第19節 ICIDに関する意匠分類の審査

(143) 意匠分類は、ICIDの見出しに従って実施される。

(144) 分類の際、分類索引を選択する根拠は、意匠の名称及び1組の画像である。

## 第20節 出願人が自己の発意により又は特許庁の通知に従って提出した資料の審査

(145) 意匠出願資料の内容に含めるべき補正又は明確化のために提供される追加資料が出願人の発意により特許庁に通知された場合は、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類が、提出された追加資料とともに審査される。

(146) 特許手数料の納付を確認する書類が存在しない場合は、当該書類を提出する必要性について出願人に通知される。所定の書類が通知日から3月以内に提出されない場合は、出願人によって修正又は更新された資料は、意匠出願を審査する際に考慮されず、それに関して出願人にその旨が通知される。

(147) 次の場合は、出願人の発意による意匠出願書類の補正又は明確化とみなされない。

147. 1. 出願人が特許庁の通知を受領した後及び当該請求を受領することなく提出した補正又は明確化が、意匠出願資料に係る所定の要件の違反を排除することを目的とする場合

147. 2. 出願人が特許庁からの請求を受領した後に提出した補正又は明確化が、特許庁からの請求の内容に関するものである場合

(148) 特許庁が意匠出願に関して特許を付与する又はその付与を拒絶する決定をした後に、出願人が修正又は改訂された資料を提出した場合は、当該資料は考慮されず、それに関して出願人に通知される。

(149) 出願人が特許庁の通知により提出した正規に作成された書類に関しては、出願人による法第24条(6)に規定するその提出期限への適合が審査される。

(150) 出願人が自己の発意により又は特許庁の通知により提出し、審査のために受領された修正及び更新された資料が受領されたときは、当該資料がクレームされた意匠の要旨を変更するか否かが審査される。

(151) 追加資料は、原画像に提示された製品の外観を変更する場合は、クレームされた意匠の要旨を変更する。

(152) クレームされた意匠の内容を変更する追加資料は、審査のために受領されず、それに関して出願人に通知される。

出願人は、当該資料を、法第16条(4)によるその受領日に基づく優先権の主張を含む独立した意匠出願として発行することができる。

## 第21節 意匠出願の審査を実施する際の出願人の参加

(153) 意匠出願の審査中に生じる問題は、出願人が参加して検討することができる。出願人が参加する意匠出願の審査中に生じた問題の検討は、特許庁の提案により又は出願人の請求により、検討すべき問題を当事者に事前に知らせた後に実施される。特許庁の質問は、請求に記載することができ、当該請求は、それを出願人と共同で検討することが望ましいことに関してさらに報告し、出願人の質問は、意匠出願の審査中に生じる問題の共同検討の申請に記載することができる。

特許庁からの請求があった場合は、出願人が当該請求において提起された問題の共同検討に参加する意思を有するか否かに拘らず、出願人は、当該請求に対する応答を法に規定する期間内に提出する。

(154) 出願人が参加する意匠出願の審査中に生じる問題の検討の日時については、事前に合意しなければならない。

合意した時期に意匠出願の審査に参加することができない当事者は、他方当事者に直ちに通知しなければならない。

(155) 出願人が参加する意匠出願の審査中に生じた問題の検討は、問題を審査官及び出願人が直接的に解決することができる場合は、交渉を通じて又は問題の解決に特許庁から複数の専門家の参加が必要である場合は、専門家会議で実施される。

(156) 交渉又は専門家会議の結果に従って、参加者、当事者によって行われた主張及び提案に関する情報並びに参加者が到達した結論を含む議事録を2部作成する。

(157) 議事録には、交渉又は専門家会議のすべての参加者が署名する。1部は意匠出願資料に添付され、もう1部は出願人に送付される。

(158) 議論された問題に関する合意が存在しない場合は、議事録は、検討の参加者の特別な意見を含むことができる。

## 第22節 意匠特許の付与に関する決定

(159) 法第24条(9)に規定する条件に従うことを条件として、特許庁は、特許の付与に関する決定を下し、それに関して出願人に5日以内に通知される。

(160) 出願人に送付される特許を付与する決定は、意匠登録のために意匠出願資料を送付し、特許に関する情報を公告するために、出願人が、特許庁の決定に合意する場合は、決定を受領した後3月以内に、意匠登録簿への意匠登録、特許の付与並びに決定の日に始まった各納付済の過特許年度及び翌特許年度についての特許の効力の維持に係る所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を特許庁の宛先に提出すべきである旨を通知する。

翌特許年度の初日が特許庁の決定を出願人に送付した日から3月以内の日に当たる場合は、その有効年度に係る手数料は、付与に係る特許手数料と同時に納付すべきである。

(161) 特許を付与する決定には、クレームされた意匠の特許性の条件への適合を検証することなく特許が付与される旨を記載する。